

相続手続きの中には、被相続人（亡くなられた方）の出生から死亡までの戸籍謄本等の取得を求められることがあるようです。ただし、今までに戸籍法が何度か改正され、それに伴って戸籍の様式が変更されると、それまで使われていた戸籍は閉じられ、新しい様式の戸籍に書き換えられることとなります（これを「戸籍の改製」といいます）。

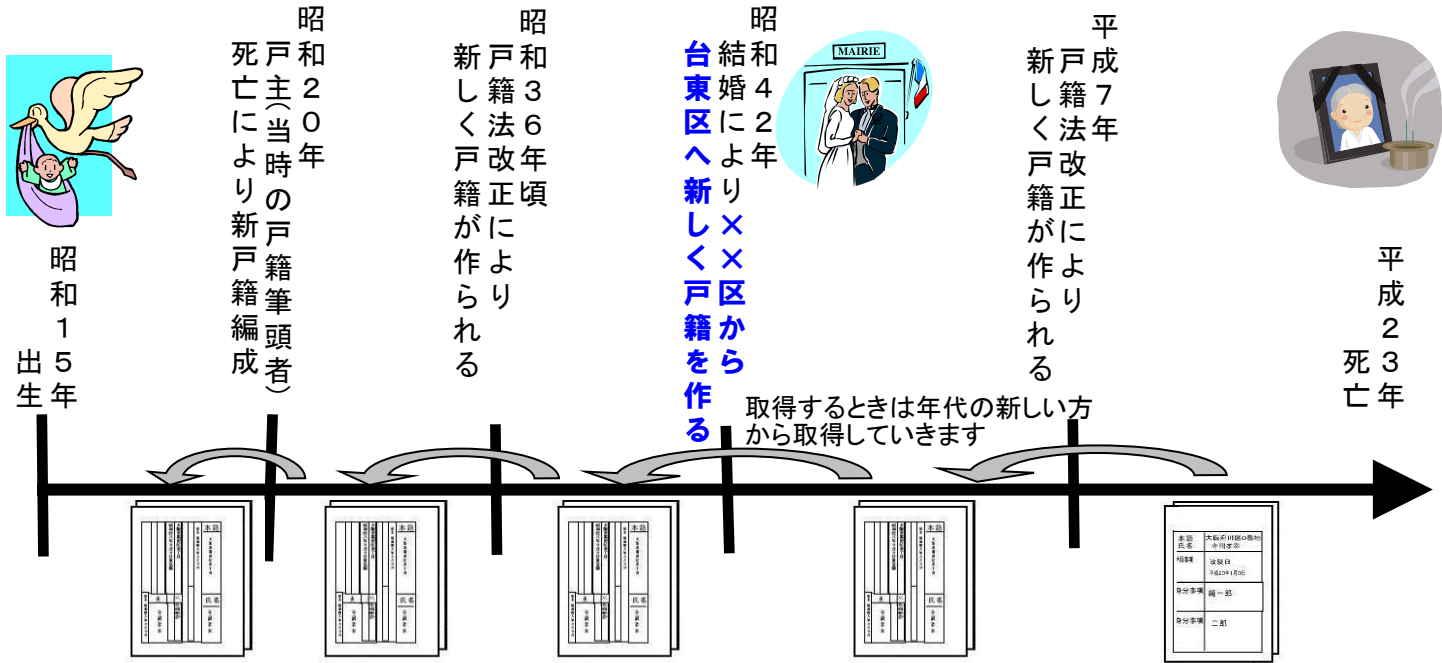
また、昔の戸籍では、戸主（現在で言う戸籍の筆頭者）が亡くなると、家督を相続させ、その人が新たに戸主となり、新しく戸籍が作られることがあります（その他にも、結婚・転籍等様々な要因により、戸籍が新しく作られます）。

このように、「出生から死亡までの戸籍を集める」時には、複数の戸籍を取得する必要があり、また何種類で構成されるかも人によって異なります。また、それぞれの戸籍の名称についても、本人以外の人の状態（生死や、戸籍に残っているか等）によって変わってくる場合がありますので、「除籍謄本」「改製原戸籍」として請求するのではなく、「誰の」「いつからいつまでの戸籍を」「何通」という風に請求した方がスムーズです。一例として、下記にAさんの出生から死亡までの戸籍の流れを図で表しておりますので、ご覧ください。

※どのような戸籍が必要になるかは、提出先等によって異なりますので、詳細は各提出先に必ずご確認ください。区役所では、どのような戸籍が必要になるかはわかりかねますのでご注意ください。

※複数の戸籍が存在することにより、取得にかかる手数料の金額も通数等によって変動します（ただし、ひとつごとの金額はある程度決まっています。下記の図をご参照ください）。

Aさんの戸籍（あくまで一例です。人によって戸籍の編製の仕方は様々です）



1通・1種類につき750円ずつ

1通につき450円 or 750円

この範囲の戸籍は、結婚前の本籍地である××区へ請求

この範囲の戸籍は、最終の本籍地である台東区へ請求

「除籍謄本」や「改製原戸籍」などの名称は本人以外の人の状態などで変わってきますので、名称ではなく「いつからいつまでの戸籍が必要なのか」が重要になります。